

しが環境管理アドバイザー派遣事業
依頼費用について定める規程

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人 滋賀県環境保全協会（以下「協会」とする）が実施するしが環境管理アドバイザー派遣事業にあたり、依頼者が協会に支払う費用及び旅費（以下「費用等」とする）について規程を定める。

(派遣料の計算)

第2条

アドバイザーの派遣にあたり発生する講演、アドバイス業務及びこれに類する業務に対する費用は、1回（1時間）の派遣につき18,000円とする。但し、協会の会員については12,000円とする。また、事前ヒヤリングは無料とする。（改定平成29年4月1日）

(旅費の支払い限度)

第3条

アドバイザー派遣に伴う発生する旅費は依頼者が協会に実費を支払う。但し事前ヒヤリングに係る旅費は協会が負担する。

(旅費の種類)

第4条

旅費の種類は鉄道等の公共交通機関の運賃または車のガソリン代とする。

(旅費の計算)

第5条

旅費は、アドバイザーの当該業務への出発地点（自宅もしくは通常の勤務地）から業務が実施される場所までの順路について、所定の方法でこれを計算し実費を支給する。
ガソリン代の単価は協会の規定に準じ、18円/kmとする。

(費用等の精算方法)

第6条

事業終了後、協会より依頼者に費用等の請求を行う。

(その他)

第7条

実施計画書の変更により、追加の費用等が必要になった場合、依頼者は事前に協会に申請しなければならない。

附則 この規程は、平成23年3月25日から施行する。
なお第2条改定は、平成29年4月1日から施行する。